

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○川崎市生活保護法施行細則 昭和47年 3 月31日規則第66号</p>	<p>○川崎市生活保護法施行細則 昭和47年 3 月31日規則第66号</p>																														
<p>略 (進学・<u>就職</u>準備給付金支給申請書)</p>	<p>略 (進学準備給付金支給申請書)</p>																														
<p>第27条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学・<u>就職</u>準備給付金支給申請書(第66号様式)によるものとする。</p>	<p>第27条 省令第18条の9第1項に規定する申請書は、進学準備給付金支給申請書(第66号様式)によるものとする。</p>																														
<p>(進学・<u>就職</u>準備給付金支給・不支給決定調書)</p>	<p>(進学準備給付金支給・不支給決定調書)</p>																														
<p>第28条 法第55条の5第1項の進学・<u>就職</u>準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学・<u>就職</u>準備給付金支給・不支給決定調書(第67号様式)によるものとする。</p>	<p>第28条 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給又は不支給を決定するときは、進学準備給付金支給・不支給決定調書(第67号様式)によるものとする。</p>																														
<p>(進学・<u>就職</u>準備給付金支給・不支給決定通知書)</p>	<p>(進学準備給付金支給・不支給決定通知書)</p>																														
<p>第29条 法第55条の5第1項の進学・<u>就職</u>準備給付金の支給又は不支給の決定について通知するときは、進学・<u>就職</u>準備給付金支給・不支給決定通知書(第68号様式)によるものとする。</p>	<p>第29条 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給又は不支給の決定について通知するときは、進学準備給付金支給・不支給決定通知書(第68号様式)によるものとする。</p>																														
<p>様式目次</p>	<p>様式目次</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名称</th> <th>関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>進学・<u>就職</u>準備給付金支給申請書</td> <td>第27条</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>進学・<u>就職</u>準備給付金支給・不支給決定調書</td> <td>第28条</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>進学・<u>就職</u>準備給付金支給・不支給決定通知書</td> <td>第29条</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	関係条文		略		66	進学・ <u>就職</u> 準備給付金支給申請書	第27条	67	進学・ <u>就職</u> 準備給付金支給・不支給決定調書	第28条	68	進学・ <u>就職</u> 準備給付金支給・不支給決定通知書	第29条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名称</th> <th>関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>66</td> <td>進学準備給付金支給申請書</td> <td>第27条</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>進学準備給付金支給・不支給決定調書</td> <td>第28条</td> </tr> <tr> <td>68</td> <td>進学準備給付金支給・不支給決定通知書</td> <td>第29条</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	関係条文		略		66	進学準備給付金支給申請書	第27条	67	進学準備給付金支給・不支給決定調書	第28条	68	進学準備給付金支給・不支給決定通知書	第29条
様式番号	名称	関係条文																													
	略																														
66	進学・ <u>就職</u> 準備給付金支給申請書	第27条																													
67	進学・ <u>就職</u> 準備給付金支給・不支給決定調書	第28条																													
68	進学・ <u>就職</u> 準備給付金支給・不支給決定通知書	第29条																													
様式番号	名称	関係条文																													
	略																														
66	進学準備給付金支給申請書	第27条																													
67	進学準備給付金支給・不支給決定調書	第28条																													
68	進学準備給付金支給・不支給決定通知書	第29条																													

改正後

改正前

第66号様式

第66号様式

(表)

(表)

進学・就職準備給付金支給申請書

進学準備給付金支給申請書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 川崎市 福祉事務所長

(宛先) 川崎市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所  
(進学する者又は就職する者)  
氏名  
個人番号

申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者)  
氏名  
個人番号

生活保護法施行規則第18条の9の規定に基づき、次のとおり、進学・就職準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

生活保護法施行規則第18条の9の規定に基づき、次のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_

1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_

2 申請者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 進学・就職先  
学校・会社名等 \_\_\_\_\_

3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_

4 進学・就職後の居住先 (該当する□内にレ印を記入してください。)  
 進学・就職前と同じ住居に居住  
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記入してください。)  
居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_

4 進学後の居住先 (該当する□内にレ印を記入してください。)  
 大学等進学前と同じ住居に居住  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記入してください。)  
居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

5 添付書類

6 添付書類

改正後

(裏)

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
 支店名 \_\_\_\_\_ 支店  
 預金種目  普通預金  当座預金 （該当する□内にレ印を記入してください。）  
 口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

 （右詰めで記入してください。）  
 (フリガナ)  
 口座名義人 \_\_\_\_\_

- ※ 金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。
- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合も、上記に記載をお願いいたします。

改正前

(裏)

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
 支店名 \_\_\_\_\_ 支店  
 預金種目  普通預金  当座預金 （該当する□内にレ印を記入してください。）  
 口座番号 

--	--	--	--	--	--	--

 （右詰めで記入してください。）  
 (フリガナ)  
 口座名義人 \_\_\_\_\_

- ※ 金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。
- ※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合も、上記に記載をお願いいたします。

改正後

第67号様式

起案		決裁						
決	担当	合議	保護係長	課長	所長	経理	医療	管理係長
裁								

進学・就職準備給付金支給・不支給決定調書		
ケース番号	対象者氏名	世帯主氏名
進学・就職準備給付金支給・不支給決定伺調書のとおり決定してよろしいか。		
進学・就職準備給付金支給・不支給決定欄		
1 支給額	円	
2 進学先又は就職先		
3 進学後又は就職後の居住先		
決定理由		
支給日及び支給方法		

改正前

第67号様式

起案		決裁						
決	担当	合議	保護係長	課長	所長	経理	医療	管理係長
裁								

進学準備給付金支給・不支給決定調書		
ケース番号	対象者氏名	世帯主氏名
進学準備給付金支給・不支給決定伺調書のとおり決定してよろしいか。		
進学準備給付金支給・不支給決定欄		
1 支給額	円	
2 進学先		
3 進学後の居住先		
決定理由		
支給日及び支給方法		

改正後	改正前
<p>第68号様式</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">川崎市 福祉事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">進学・就職準備給付金支給・不支給決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった生活保護法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定したので通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定内容</li> <li>2 支給額 <span style="float: right;">円</span></li> <li>3 不支給の理由</li>   <li>4 支給日及び支給方法</li> </ol> <p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>第68号様式</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">川崎市 福祉事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">進学準備給付金支給・不支給決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった生活保護法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給について、次のとおり決定したので通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定内容</li> <li>2 支給額 <span style="float: right;">円</span></li> <li>3 不支給の理由</li>   <li>4 支給日及び支給方法</li> </ol> <p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消訴訟を提起することができます。</p>